

| 健全化判断比率について | | 平成21年度 | 平成20年度 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 | 概 要 説 明 |
|-----------------|------|--------|--------|---------|--|---------|
| 実 質 赤 字 比 率 | - | - | 12.67 | 20.00 | 本年度の健全化判断比率は、左記の算定値となりました。全ての算定値において早期健全化基準を下回っており、財政健全化計画を策定する必要はありません。健全化判断比率は4比率から構成されており、実質赤字比率は一般会計のみの財政状況を示し、連結実質赤字比率は市全体の財政状況を示し、実質公債費比率は単年度の公債費負担状況を示し、将来負担比率は後年度の公債費等負担状況を示します。 例えば収支調整を図るため基金を取り崩すと実質赤字比率は良化しますが、将来負担比率は悪化します。このように1つの比率を下げようとすれば他の比率に影響を及ぼすことから、小手先の財政運営ではなく市全体の現状と将来を見据えた上で財政運営を行わなければ、指標の悪化を招きかねません。 指標が問題ないから、直ちに、財政状況に問題ないと安易に考えず、今後の財政運営において基金に過度に依存しない体質、地方債の発行・管理における財政規律を維持し、将来世代も含めた納税者にとって納得の得られる財政の健全性を実現していくことが必要であります。 | |
| 連 結 実 質 赤 字 比 率 | - | - | 17.67 | 40.00 | | |
| 実 質 公 債 費 比 率 | 11.9 | 13.7 | 25.0 | 35.0 | | |
| 将 来 負 担 比 率 | 28.5 | 55.0 | 350.0 | | | |

| 標準財政規模について | | 平成21年度 | 平成20年度 | 平成19年度 | 平成18年度 | 概 要 説 明 |
|--------------|------------|------------|------------|------------|---|---------|
| 標 準 税 収 入 額 | 11,775,344 | 12,148,163 | 11,838,247 | 11,304,085 | 平成20年度下半期以降続く景気の後退により税収が減少しました。 | |
| 普 通 交 付 税 額 | 3,779,482 | 3,820,165 | 3,957,083 | 3,883,038 | 普通交付税額は基準財政収入額（標準的に徴収が見込まれる額）と基準財政需要額（合理的かつ妥当な水準で行政サービスを行なう額）の差額により交付されます。臨時財政対策債発行可能額は平成22年度も大幅な増加が見込まれます。 | |
| 臨時財政対策債発行可能額 | 1,081,606 | 696,894 | 744,026 | 820,048 | | |
| 計 | 16,636,432 | 16,665,222 | 16,539,356 | 16,007,171 | | |

◎ 標準財政規模とは

地方公共団体の標準的な状態で収入が見込まれる一般財源の規模のことです。法定普通税（超過税率相当分を除く）、地方譲与税、交付金、普通交付税、臨時財政対策債などから構成されます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の背景について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、財政健全化法という）については、平成20年度において、各地方公共団体において健全化判断比率等の公表が行なわれた上で、平成21年度から、財政健全化計画の策定の義務付け等が全面的に施行されました。

- | | |
|--------|--|
| 課 題 | ① 分かりやすい財政情報の開示が不十分な点 |
| | ② 再建団体の基準しかなく早期是正機能がない点 |
| | ③ 普通会計を中心にした収支の指標のみであり、公営企業会計の収支とも連結した指標がないことに加えて、ストック（負債）に課題があっても対象とならない点 |
| | ④ 公営企業にも早期是正機能がない点 |

上記の課題があったことから、地方公共団体の財政状況を、健全段階、財政の早期健全化、財政再生の3段階に分けて、それぞれの段階における対処について定めることにより財政の健全性を確保することとしたものであります。

フロー指標

・実質赤字比率
・連結実質赤字比率
・実質公債費比率

ストック指標

・将来負担比率

公営企業

・資金不足比率

これらの指標は、元利償還金や地方債残高の状況に関わりが強いものであり、財政健全化法の施行により、地方公共団体は地方債の発行・管理について更なる説明責任や妥当性が求められる。

(単位:千円)

実質赤字比率について

| | 平成21年度 (A) | 平成20年度 (B) | 差 引 (C) : (A)-(B) | 概 要 説 明 |
|--------------------|---------------|---------------|----------------------|---|
| 一般会計等歳入総額 (a) | 28,543,726 | 27,989,040 | 554,686 | 定額給付金や地域活性化各種交付金等の国庫支出金が増加しました。 |
| 一般会計等歳出総額 (b) | 27,118,059 | 27,024,723 | 93,336 | 合併関連のシステム導入等により増加しました。 |
| 形式収支額 (a)-(b) (c) | 1,425,667 | 964,317 | 461,350 | 歳入総額から歳出総額を単純差し引きした額です。 |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 (d) | 245,055 | 74,868 | 170,187 | 当該年度から翌年度に繰り越した事業に伴う財源です。 |
| 実質収支額 (c)-(d) | 1,180,612 | 889,449 | 291,163 | 形式収支が増加したことにより実質収支額は増加しました。 |
| 実質収支比率 % | 7.09 | 5.34 | 1.75 | 早期健全化基準は12.67%となっていますが、平成21年度は歳入総額が歳出総額を上回っており、11億8,061万2千円の黒字となり、実質赤字比率は『-』となります。地方公共団体では資金ショートが発生しないことが重要ですが、平成21年度は資金ショートを“発生させない”ため、総額6億6,290万9千円基金を取り崩して、財源不足を補っております。基金を取り崩すと、将来負担額から控除できる基金が減り、その分将来負担額が増大します。 |
| 実質赤字比率 (赤字の場合のみ) % | - | - | - | |

◎ 実質赤字比率とは

実質赤字比率は、平成18年度以前より実質収支比率として、自治体の純余剰（黒字）または純不足（赤字）の額が、標準的な状態で収入が見込まれる一般財源（標準財政規模）に対してどの程度の率になっているかを表す率として算定していました。実質赤字比率は黒字の場合表示されません。

(単位:千円)

連結実質赤字比率について

| | 平成21年度 (A) | 平成20年度 (B) | 差 引 (C) : (A)-(B) | 概 要 説 明 |
|-----------------------|---------------|---------------|----------------------|--|
| 一般会計等歳入総額 ① | 28,543,726 | 27,989,040 | 554,686 | この比率が近江八幡市全体としての運営の状況を示すものであります。平成21年度は、すべての会計の収支を足し合わせた結果歳入総額が歳出総額を上回っており、黒字となっています。今後も地方公共団体としてはひとつですから、一般会計および特別会計並びに公営企業会計等を連結させて市全体の状況を把握することが重要です。 |
| 一般会計等以外の特別会計歳入総額 ② | 11,815,961 | 12,017,454 | △ 201,493 | |
| 公営企業特別会計（法適用）流動資産総額 ③ | 3,947,068 | 3,597,301 | 349,767 | |
| 公営企業特別会計（法非適用）歳入総額 ④ | 3,729,692 | 3,841,925 | △ 112,233 | |
| 解消可能資金不足額 ⑤ | 0 | 53,663 | △ 53,663 | |
| 歳入総額計（①+②+③+④+⑤）(a) | 48,036,447 | 47,499,383 | 537,064 | |
| 一般会計等歳出総額 ⑤ | 27,118,059 | 27,024,723 | 93,336 | |
| 一般会計等以外の特別会計歳出総額 ⑥ | 11,777,585 | 11,726,149 | 51,436 | |
| 公営企業特別会計（法適用）流動負債総額 ⑦ | 1,907,745 | 2,170,616 | △ 262,871 | |
| 公営企業特別会計（法非適用）歳出総額 ⑧ | 3,676,490 | 3,802,843 | △ 126,353 | |
| 歳出総額計（⑤+⑥+⑦+⑧）(b) | 44,479,879 | 44,724,331 | △ 244,452 | |
| 形式収支額 (a)-(b) (c) | 3,556,568 | 2,775,052 | 781,516 | |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 (d) | 260,875 | 86,390 | 174,485 | |
| 連結実質収支額 (c)-(d) | 3,295,693 | 2,688,662 | 607,031 | |
| 連結実質収支比率 % | 19.81 | 16.13 | 3.68 | |
| 連結実質赤字比率 (赤字の場合のみ) % | - | - | - | |

◎ 連結実質赤字比率とは

健全化判断比率において初めて算定される比率です。公営企業会計も含めた近江八幡市全体の純余剰（黒字）または純不足（赤字）の額が、標準的な状態で収入が見込まれる一般財源（標準財政規模）に対してどの程度の率になっているかを表す率です。近江八幡市全体の収支状況を確認することができますが、黒字の場合表示されません。

実質公債費比率について

| | 平成21年度 | 平成20年度 | 平成19年度 | 概 要 説 明 |
|--------------------------|------------|------------|------------|---|
| 公債費充当一般財源 (a) | 2,291,013 | 2,328,432 | 2,593,292 | これまでより市債(借金)の借入をできるだけ抑制してきたことから、公債費(借金の返済)は平成16年度をピークに年々減少傾向にあります。 また、都市計画税が平成19年度より新たに充当財源に加えられ、3~4億円が公債費に充てられています。 |
| 準元利償還金 (b) | 1,541,308 | 2,112,910 | 1,672,895 | 準元利償還金は主に公営企業会計への繰出金(一般会計から公営企業会計への補助)に占める公債費の割合により算定されます。平成20年度は病院PF1事業の解約に伴う和解金に緊急繰出措置をしたため急増しましたが、平成21年度は通常の繰出状況に戻り減少しました。その他の公営企業会計においても、繰出金の多くが公債費に充当されており、算入額が年々増加することが予想されます。 |
| 公債費負担額 (a)+(b) (c) | 3,832,321 | 4,441,342 | 4,266,187 | |
| (a)のうち交付税により措置される額 (d) | 1,546,896 | 1,541,508 | 1,606,112 | これまでより市債を新規発行する(新たな借金)にあたっては、できるだけ交付税措置のある市債の発行に努めてきましたことにより、交付税措置額は公債費の6割程度措置されています。 平成21年度は総合医療センターの病院PF1事業の解約により地域振興費のPF1事業施設整備費(H20:3億5,099万4千円)が対象から外れたため減少しました。 |
| (b)のうち交付税により措置される額 (e) | 735,202 | 1,089,376 | 953,412 | |
| 交付税により措置される額 (d)+(e) (f) | 2,282,098 | 2,630,884 | 2,559,524 | |
| 標準財政規模 (g) | 16,636,432 | 16,665,222 | 16,539,356 | 平成19~20年度上半期の景気好調等により税収は微増したことによって標準財政規模が漸増してきましたが、平成21年度は平成20年度下半期から長引く不況により法人税等が引き続き減収しましたが、臨時財政対策債の発行可能額が大幅に増加したことから標準財政規模はほぼ横ばいになりました。 |
| 分子となるもの (c)-(f) (h) | 1,550,223 | 1,810,458 | 1,706,663 | |
| 分母となるもの (g)-(f) (i) | 14,354,334 | 14,034,338 | 13,979,832 | |
| 実質公債費比率(単年度) (h)÷(i) % | 10.79969 | 12.90020 | 12.20804 | 結果的に平成21年度は(b)準元利償還金が減少したことから比率は大幅に良くなりました。しかし、今後、ごみ処理施設等の大型事業が控えており、地方債の新規発行の償還が始まる頃には、比率は増加していきます。公債費や公債費に準ずる経費は、先送りができないものであり、また一度この経費が増大すると数年間に渡って同程度の額を支払っていくことになり、短期間で削減することは困難となるものです。このため、この比率が高まるほど、財政の弾力化が低下し他の経費を節減しないと赤字団体に転落する可能性が高まる等の一般会計の資金繰りの危険性を示します。よって引き続き公営企業等と連結して市全体で公債費の管理に努めなければなりません。 |
| 実質公債費比率(3ヶ年平均) % | 11.9 | | | |

◎ 実質公債費比率とは

標準財政規模のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額(地方交付税に措置されるものを除く)に充当されたものの占める割合の直近3年間の平均値のことです。実質公債費比率は、平成17年度より算定されている比率ですが、毎年度算定方法が変更されており、平成19年度は健全化判断比率の1つの比率に組み入れられました。財政健全化判断比率による25%の早期健全化基準のほか、18%以上の団体は地方債の発行に際し許可が必要となり、さらに、25%以上の団体は地方債の発行について制限されることとなります。


将来負担比率について

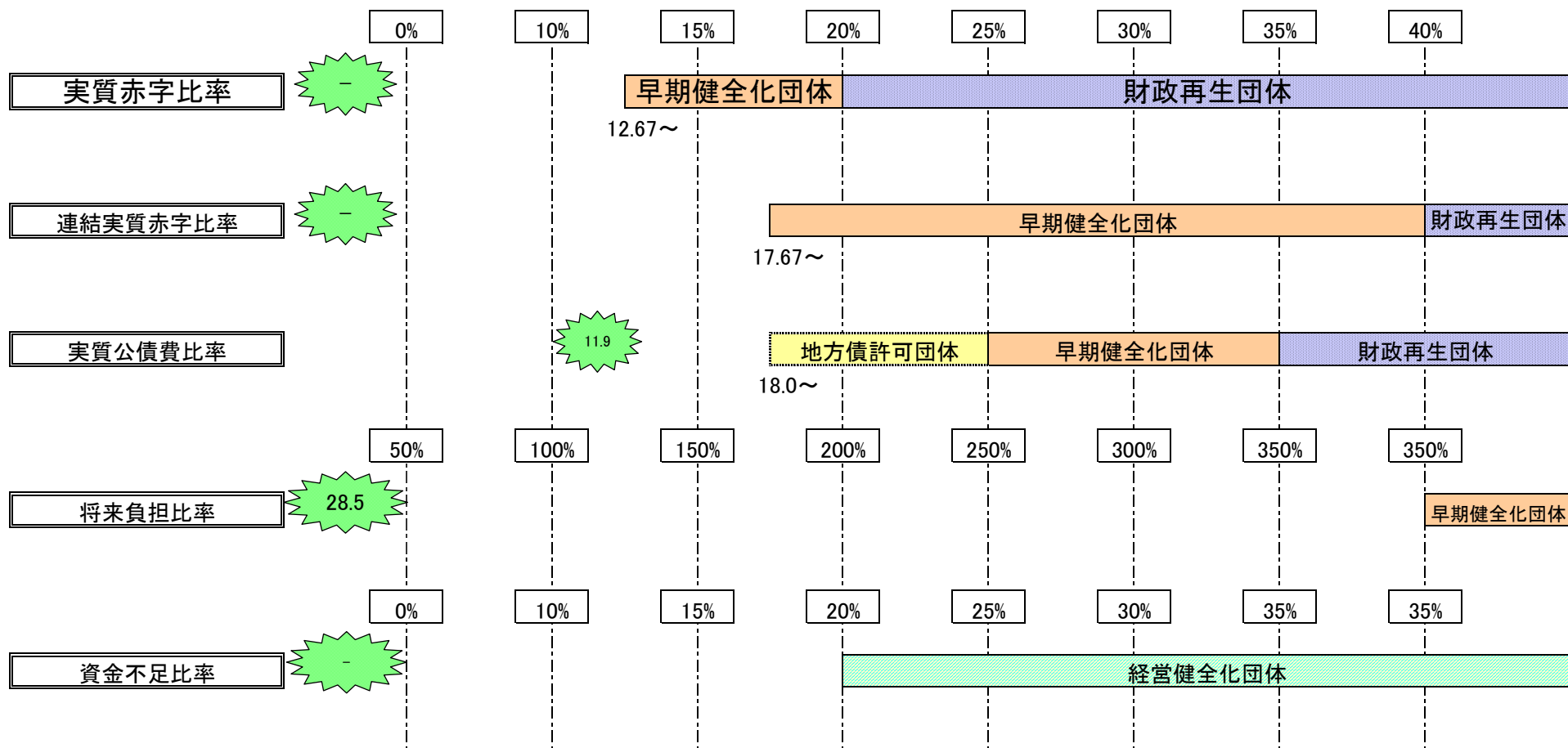
| | 平成21年度 (A) | 平成20年度 (B) | 差 引 (C) : (A)-(B) | 概 要 説 明 |
|-------------------------------|---------------|---------------|----------------------|--|
| 地 方 債 現 在 高 ① | 20,067,373 | 21,135,280 | △ 1,067,907 | 公債費（借金の返済額）は平成16年度をピークに減少傾向であり、ここ数年市債（借金）の新規発行額も抑制していることから、市債残高は毎年度10億円程度減少しています。 |
| 債 務 負 担 行 為 支 出 予 定 額 ② | 5,633 | 72,053 | △ 66,420 | 国営日野川土地改良事業の事業縮小により債務を負担する必要がなくなったため減少しました。 |
| 公 営 企 業 債 等 繰 入 見 込 額 ③ | 28,649,845 | 30,574,864 | △ 1,925,019 | 公共下水道事業特別会計の企業債残高が多くあり、将来負担額に大きく影響しています。また、病院事業会計は地方債残高が減少したことにより将来負担額が減少しました、今後公共下水道事業会計や病院事業会計の経営動向により大きな影響が想定されます。 |
| 組 合 等 負 担 等 見 込 額 ④ | 881,337 | 978,394 | △ 97,057 | 市が加入している一部事務組合は7組合ありますが、負担額が発生するのは東近江行政事務組合、中部清掃組合の公債費だけとなり、その残高も年々減少しています。 |
| 退 職 手 当 負 担 見 込 額 ⑤ | 5,387,067 | 5,332,074 | 54,993 | 一般会計等に属する全職員が平成21年度末時点に退職した場合の負担額です。ここ数年の退職者一部不補充の実施により職員数が減少していますが、職員の年齢分布の高齢化により負担見込額は増加しています。 |
| 設 立 法 人 の 負 債 額 等 負 担 見 込 額 ⑥ | 809,621 | 805,531 | 4,090 | 土地開発公社や債務保証を設定している第3セクターの債務についての負担額が算入されます。土地開発公社の債務残高は少なくなっていますが、流動資産のうち現金及び預金が減少したため負債額等負担見込額が増加しました。 |
| 将 来 負 担 額 ①+②+③+④+⑤+⑥ (a) | 55,800,876 | 58,898,196 | △ 3,097,320 | |
| 充 当 可 能 基 金 ⑦ | 8,516,658 | 8,168,308 | 348,350 | 基金（貯金）については、東近江ふるさと基金出資金返還による財政調整基金等の増加で、充当可能基金は増加しました。今後基金の取崩をできるだけ抑制していくため、より一層、効率的・安定的な財政運営を行ってまいります。 |
| 充 当 可 能 特 定 歳 入 ⑧ | 8,613,993 | 8,328,479 | 285,514 | 充当可能特定歳入は、多くが都市計画税となっています。過去の都市計画事業実施にともなう市債の償還に都市計画税が充当されています。 |
| 基 準 財 政 需 要 額 算 入 見 込 額 ⑨ | 34,569,472 | 34,668,984 | △ 99,512 | 以前より市債の発行に際しては交付税措置のある市債の発行に努めてきたことにより、交付税措置額は将来負担額に比して多くの措置がなされています。平成21年度は保健衛生費（病院事業債H18機器）の算入予定割合の減少等が大きく影響し、算入見込額は減少しています。今後も市債発行に際しては、交付税措置など財源の確保に努めてまいります。 |
| 充 当 可 能 財 源 等 ⑦+⑧+⑨ (b) | 51,700,123 | 51,165,771 | 534,352 | |
| 標 準 財 政 規 模 (c) | 16,636,432 | 16,665,222 | △ 28,790 | 平成21年度は平成20年度下半期から長引く不況により法人税等が引き続き減収しましたが、臨時財政対策債の発行可能額が大幅に増加したことから標準財政規模はほぼ横ばいになりました。 |
| 算入公債費等の額（単年度交付税措置額）(d) | 2,282,098 | 2,630,884 | △ 348,786 | 平成21年度は総合医療センターの病院PFI事業の解約により地域振興費のPFI事業施設整備費（H20：3億5,099万4千円）が対象から外れたため減少しました。 |
| 分 子 と な る も の (a)-(b) (e) | 4,100,753 | 7,732,425 | △ 3,631,672 | この比率が高い場合、将来この負担額を実際に支払っていかねばなりませんので、今後の財政運営が圧迫され行政サービスの引き下げなどが行なわれる可能性があります。 |
| 分 母 と な る も の (c)-(d) (f) | 14,354,334 | 14,034,338 | 319,996 | 平成21年度は、平成20年度の病院PFI解約に伴う補てん金への特別繰出が公債費繰入に見込まれた特殊要因もなくなり、病院事業会計の地方債残高も減少したことから将来負担比率は大幅に減少する結果となりました。しかし、今後ごみ処理施設等の大型事業が控えており、多額の地方債発行が予定されていることから将来を見通した長期財務戦略をもって行財政運営をしなければなりません。 |
| 将 来 負 担 比 率 (e) ÷ (f) % | 28.5 | 55.0 | △ 26.5 | |

◎ 将来負担比率とは

健全化判断比率により初めて算定される比率で、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を算定するものです。一般会計等の公債費残高や公営企業会計の公債費残高に対する繰入金、退職手当などの将来負担すべき額から、将来負担すべき額に対する財源を除き算定されます。
本比率は早期健全化基準が設けられていますが、財政再生基準は設けられていません。

早期健全化団体、財政再生団体、経営健全化団体の基準

 は近江八幡市の数値



近江八幡市における健全化判断比率・資金不足比率の対象

| | | | | | | | | | |
|----------------------|-----------------------------------|----------------------|--------------|--------|----------|---------|--------|--------|--|
| 一般会計等 | 一般会計 | | | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 | 資金不足比率 | |
| | 一般会計等に属する特別会計 | 住宅新築資金等貸付特別会計 | | | | | | | |
| | | 子ども療育事業特別会計 | | | | | | | |
| | | 文化会館事業特別会計 | | | | | | | |
| | | 大中の湖地区基幹水利施設管理事業特別会計 | | | | | | | |
| 地域活性化商品券発行事業特別会計 | | | | | | | | | |
| 公営事業会計 | 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計 | | | | | | | | |
| | 国民健康保険特別会計 | | | | | | | | |
| | 介護認定審査会共同設置事業特別会計 | | | | | | | | |
| | 介護保険事業特別会計（保険事業勘定） | | | | | | | | |
| | 老人保健事業特別会計 | | | | | | | | |
| 介護保険事業特別会計（サービス事業勘定） | | | | | | | | | |
| 後期高齢者医療特別会計 | | | | | | | | | |
| 公営企業会計 | 公営企業に係る会計 | 法適用企業 | 水道事業会計 | | | | | | |
| | | 法適用企業 | 病院事業会計 | | | | | | |
| | 公営企業に係る会計 | 用法企業非適用 | 公共下水道事業特別会計 | | | | | | |
| | | 用法企業非適用 | 農業集落排水事業特別会計 | | | | | | |
| 組合等 | 東近江行政組合 | | | | | | | | |
| | 中部清掃組合 | | | | | | | | |
| | 八日市布引ライフ組合 | | | | | | | | |
| | 滋賀県市町村職員研修センター | | | | | | | | |
| | 滋賀県後期高齢者医療広域連合 | | | | | | | | |
| | 滋賀県自治会館管理組合 | | | | | | | | |
| 滋賀県市町村交通災害共済組合 | | | | | | | | | |
| 三セク | 近江八幡市土地開発公社 | | | | | | | | |

※ 資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定。